



ほんごう一彦 県政報告 (令和2年5月)

(発行)自由民主党県議団松本第2支部

長野県松本市小屋南1-12-7

TEL:0263-85-5153 FAX:0263-85-5160

http://www.h-kazuhiko.jp

コロナ大恐慌と日本経済の行方



現在世界経済は1920年代の大恐慌とは各般に渡り環境は違っているが、多くの識者は戦後最大なる世界恐慌という認識が多数を占めている。本年の世界経済の成長率は先進各国ともにマイナス成長と言われ、日本マイナス5.2%、米国マイナス5.6%、中国マイナス6.8%、世界平均してマイナス3%という数値を見ただけでもその深刻さは想像以上のものである。

現在世界の新型コロナウイルスの感染者は200万人、死者は16万人と言われそのスピードは加速化しており、とりわけ世界のGDPの25%を占める米国が感染者及び死者ともに世界一、未だ終息の状

況ではない。因みに先の大恐慌時、米国経済のGDPは30%減少し、25%の失業率であった。またハーバード大学は2022年まで外出制限が続くだろうとの指摘もある。

日本においても10日間で感染者が2倍になるというスピードがあり、そうした状況下の国民生活を堅持すべく、4月20日には2020年補正予算の組み替えを決定し、国民1人当たり一律10万円の給付が決定となった。10兆円から11兆6000億円に事業規模が増額されたが、内実は真水で35兆円、国と民間の金融機関の融資等が81兆円である。GDPの効果はプラス6.3兆円と言われ、より大胆な施策の必要性やスピード感を求める声も多い。リーマンショックの時は13兆8000億円であり、今後の次なる対応が期待される。

重要な地方創生臨時交付金は、休業補償にも活用できるようにしたことも大きな点である。いずれにしても休業要請は補償とセットであることは極めて重要な論点であることは

言うまでもない。同時に地方債の発行も今後は自治体としても検討材料に入っていくことが予測される。

休業手当については従業員を解雇せず、休業手当を支給して休ませた企業に対する助成金を国は中小企業に対し最大10分の9、大手企業に対しては4分の3に引き上げた。尚、上限1人当たりは日額8330円(1日当たり)であり先進国と比較しても少ない。

4月現在で生活不安の相談が42万件という数字を見てもコロナ恐慌の国民経済への影響は、計り知れない深さを痛感する。北大学院の西浦博教授は、適切な対応をしなければ日本で40万人の死亡が予測されると発表し、接触8割減問題がその重要な国民の行動変容のポイントである。

各保健所への相談は急増し、1日300件と遙かに超えており、対応は限界に近づいている。都市部の医療機関は機能不全が近づいており、院内感染や防護服不足、医師や看護師の環境も極めて厳しい状況になっている。人

工呼吸器、ECMO(エクモ)のハード面ソフト面の不足、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保等、解決すべきことは時間と日本の医療体制の新しい造形が迫られている。

テレワークの日本の実施率は27.9%であり、これからの社会の有り様や働き方等について再検討が強く求められている。

経済面では4月〜6月のGDPは大きく落ち込む事は確実視されており、GDP成長率はマイナス20%という驚くべきデータである。日銀の見通しは全ての業種でマイナス、とりわけ宿泊業や飲食業は極めて厳しい状況である。業況悪化は企業の資金繰りが最大課題となる。

大胆な金融政策を出しても返済できる見通しがなければ事業継続を諦める経営者が予想以上に多くなると思われる。今後は自主廃業や倒産が都市部から地方にも波及することが現実味を帯びてきており、従って経済の停滞や長期化を視野に入れる必要がある。



アフリカでオーバーシュートすれば自由貿易は抑えこまれ、低成長を避けられず従来の経済対策を超えた異次元の戦略が求められる。更に心配されるのは金融機関の不良債権が急速に増大し、結果日銀の国債買い入れと政府の国債増発へと連鎖が視野に入ってくる。日本国債への信用の劣化が具体化すれば、我が国の経済は経験の無い大打撃を受ける。

以上現地点におけるポイントのみを指摘したが、いずれにしても最大なる経済危機を克服しなければ、社会が崩壊し国民生活は大変な事態となる。今こそ政治は強い覚悟を持って命がけでこの最大なる国難に対処しなければならぬ。



新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等支援について

共通

■税制措置

- ・納税猶予制度の特例（全税目・証紙徴収を除く）
- ・欠損金繰戻しによる還付の特例
- ・中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・テレワーク等のための中小企業者等の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- ・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用圏の弾力化
- ・消費税課税事業者選択届出書当の提出に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

■新型コロナウイルス発生事業所 経営支援事業

- 従業員が感染したことを公表し（R2年5月6日までの間）、事業の全部又は一部を一時閉鎖した事業所の人件費の一部を補助支給限度日数：一時閉鎖期間14日（2週間、10営業日分）
- 対象経費・一人当たり上限額：
 (1) 雇用調整助成金の対象となる人件費
 雇用調整助成金と併せて 12,495円/人・日以下（現に支払った額以下）
 (2) 算定対象外の者（役員、個人事業主等）の人件費
 12,495円/人・日以下（雇用主が現に支払った額以下）
 一事業所当たり上限額：1,000千円

■持続化給付金

- 特に厳しい状況にある中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して給付金を措置
- 対象：売上高 ▲50%
 上限額：中堅・中小企業 200万円
 個人事業者 100万円

■時間外労働等改善助成金

- （新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）
 テレワーク用通信機器の導入・運用などの費用を助成
- 対象：中小企業者
 上限額：100万円
 助成率：1/2

■ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

- 新しいものづくりやサービス開発に挑戦する中小企業等を支援
- 対象：中小企業・小規模事業者等
 上限額：原則1,000万円
 補助率：中小企業 2/3・小規模 2/3

■IT導入補助

- 在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入費用の一部を補助
- 対象：中小企業・小規模事業者等
 補助額：30～450万円
 補助率：2/3

■持続化補助金

- 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援
- 対象：小規模事業者
 上限額：50万円
 補助率：2/3



事業者支援

■融資

- 【**実質無利子融資等**】
 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 【日本政策金融公庫】
 使途：運転資金、設備資金
 担保：無担保
 期間：設備 20年以内、運転15年以内
 （据置期間5年以内）
 限度額（別枠）：
 中小事業 3億円
 国民事業 6,000万円
 金利：当初3年間 基準金利 ▲0.9%、4年目以降基準金利
 ※一定の要件を満たす場合、当初3年間 利子補給
 ・危機対応融資【商工中金】

■信用保証

- 【信用保証協会】
 ・セーフティネット保証4号・5号
 ・危機関連保証
- 県中小企業融資制度**
【経営健全化支援資金】
 【新型コロナウイルス対策】
 限度額：設備6,000万円/運転：8,000万円
 利率：年0.8%
 貸付期間：設備10年以内/運転7年以内
 [いずれも据置2年以内]

■新型コロナウイルス感染症対応資金

- 限度額：3,000万円（設備・運転の合計）
 利率：年1.3%又は1.6%
 ※当初3年間利子補給を実施（一定要件あり）
 貸付期間：設備・運転10年以内
 [いずれも据置5年以内]

従業者・個人事業主等支援

■小学校等の臨時休業に対応する保護者支援

- (1) 有給休暇を取得させた事業者
 上限額：8,330円/人・日
 助成率：10/10
 (2) 委託を受けて仕事をする個人
 上限額：4,100円/日
 ※就業できなかつた日

■雇用調整助成金の特例

- 労働者の休業手当等の一部を補助
- 上限額：8,330円/人・日
 助成率：中小企業 4/5 大企業 2/3
 支給限度日数：100日/年
- 特別定額給付金（仮称）**
 対象：給付対象者は、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者
 給付額：給付対象者1人につき10万円

その他

■県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止 協力企業等特別支援事業（予定）

- 拡大防止のため、長野県からの休業要請等に応じた事業者に対して協力金等を支給
 対象：4/24日(金)～5/6日(水)の全期間協力協力金等金額：1事業者当たり30万円 [1回限り]
- 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金**
 ※ 措置法第24条第9項に基づく要請施設例：遊興施設等、運動、遊戯施設等、劇場等
- 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止支援金**
 ※観光往來の自粛要請（主として観光目的に利用する集会・展示施設、観光・宿泊施設等）